目　次

赤ちゃんができた

・妊娠届、母子健康手帳 ……P４
・妊婦健康診査と産後２週間、１ヶ月健康診査、
新生児聴覚検査の助成 …P４
・妊婦歯科健康診査助成 ……P４
・妊娠期の相談、訪問 ……P５
・妊娠期の風しん予防 ……P５
・子育て世代包括支援センター ……P５
・三春町子育てアプリ ……P５

子どもが生まれた

・出生届 ……P６
・出産育児一時金 ……P６
・産婦・新生児訪問 ……P６
・こんにちは赤ちゃん訪問 ……P６
・すくすく赤ちゃん応援助成券支給 ……P６

子どもの健康

・乳幼児健診 ……P７
・幼児歯科健診（フッ素塗布事業） ……P７
・子どもの予防接種 ……P８
・産後ケア事業 ……P９
・子育て支援ヘルパー ……P９
・病児、病後児保育事業 ……P９
・ままカフェみはる ……P９
・子育て支援医療費助成 ……P１０
・未熟児養育医療費助成 ……P１０
・福島県こども救急電話相談 ……P１０
・休日当番医、夜間急病 ……P１１

子どもの手当、助成

・児童手当 ……P１２
・児童扶養手当 ……P１２
・特別児童扶養手当 ……P１２
・ひとり親家庭医療費助成 ……P１２
・就学援助制度（小中学校） ……P１３
・子育て支援助成金 ……P１３
・チャイルドシートの貸出し ……P１４

目　次

子育ての相談

・子育て支援センター ……Ｐ１５
・民生児童委員、主任児童委員 ……Ｐ１５
・児童相談所 ……Ｐ１５

保育所、幼稚園等

・保育所 ……Ｐ１６
・幼稚園 ……Ｐ１７
・幼保連携型認定こども園 ……Ｐ１８
・地域型保育 ……Ｐ１９

学童保育

・児童クラブ ……Ｐ２０
・まほらっこ教室 ……Ｐ２１

心豊かに育てる

・三春町民図書館 ……Ｐ２２
・三春おやこ劇場 ……Ｐ２２
・花柳流萌えの會 ……Ｐ２３
・三春 Ladybugs Dance Club ……Ｐ２３
・みはる親子ヨガサークル ……Ｐ２３

健やかに育てる

・スポーツ少年団 ……Ｐ２４
・公園、広場 ……Ｐ２５，２６

子どもを守る

・子どもの見守り ……Ｐ２７
・児童虐待防止 ……Ｐ２７

目　次

子育てサポート

・子育てサークル ……Ｐ２８
・子育て支援講座 ……Ｐ２８
・一時預かり事業 ……Ｐ２９
・みはるまちファミリーサポートセンター
……Ｐ２９，３０

小・中学校の手続き

・転校、住所変更の手続き ……Ｐ３１
・新入学児童（小学生）の手続き ……Ｐ３１
・新入学生徒（中学生）の手続き ……Ｐ３２
・就学指定校の変更について ……Ｐ３２

子どもの支援

・福島県総合療育センター ……Ｐ３３
・福島県発達障がい者支援センター ……Ｐ３３
・福島県特別支援教育センター ……Ｐ３３
・助成、支援制度 ……Ｐ３３

療育支援

・障がい児通所支援事業所 ……Ｐ３４，３５
・日中支援、短期入所 ……Ｐ３５
・医療機関の療育教室 ……Ｐ３６
・基幹相談支援センター、相談支援事業所
……Ｐ３６

子どもの悩み

・教育相談 ……Ｐ３７
・相談窓口 ……Ｐ３７

こんな時は？索引 ……Ｐ３８，３９

赤ちゃんができた

妊娠届、母子健康手帳



病院で予定日が確定したら、町に妊娠の届出をしましょう。

子育て支援課へお越しください。届出をすると「母子健康手帳」が交付されます。

「母子健康手帳」は、妊娠、出産、育児の一貫した記録を書きとめ、健康の道しるべとなるものです。

◆問合せ先　子育て支援課　母子保健グループ　☎０２４７－６２－００５５

妊婦健康診査と産後２週間、1ヶ月健康診査、新生児聴覚検査の助成

町内に住所がある妊婦さんに対して、医療機関等で利用できる妊婦健康診査受診票１５回分と、産後 ２ 週間健康診査受診票、産後１ヶ月健康診査受診票、新生児聴覚検査受検票を交付しています。母子手帳の交付時、受診票等をお渡しします。

■注意事項

＊受診票に記載されている検査項目以外の検査や規定外の健康診査については、自己負担になります。

＊里帰り出産等で県外の医療機関で受診票利用による受診を希望される方は、一旦全額自己負担し、後日、子育て支援課へ請求する制度がありますので事前に申請してください。

＊他市町村へ転出した場合は使用できません。転入先で受診票等の交付手続きをしてください。

＊他市町村から転入された方は、以前住んでいた市町村で交付された残りの受診票等と母子手帳をお持ちください。申請により追加分をお渡しします。

◆問合せ先　子育て支援課　母子保健グループ　☎０２４７－６２－００５５

妊婦歯科健康診査助成

流産、早産などの原因になることがある、むし歯や歯周病などの悪化を防ぐため、町内在住の妊婦さんの歯科健診１人１回 4,000 円を助成します。

妊婦健康診査の受診票同様、母子手帳交付時に受診券を交付します。

■注意事項

＊歯科医療機関を受診するときは、妊娠中であることを話してください。

＊健診費用は、町内の契約医療機関は無料。それ以外で受診した場合は、一旦全額自己負担していただき、後日、子育て支援課に請求してください。

なお、助成金の請求期限は、受診日から２年以内です。速やかにご請求ください。

＊三春町外に転出した場合は、受診券は利用できません。

◆問合せ先　子育て支援課　母子保健グループ　☎０２４７－６２－００５５

妊娠期の相談、訪問

妊娠中のつらい症状や出産・子育ての不安や悩みなどに、保健師や栄養士が相談に応じます。

◆問合せ先　子育て支援課　母子保健グループ　☎０２４７－６２－００５５

妊娠期の風しん予防

妊娠中の赤ちゃんの風しん症候群を予防するために、お父さんの風しん抗体価検査（６，７９０円）と麻しん風しん混合ワクチン接種費用（１０,０００円）を助成しています。希望する場合はご相談ください。

◆問合せ先　保健福祉課　保健医療グループ　☎０２４７－６２－５１１０

子育て世代包括支援センター「みらいくみはる」

子育て支援課内に子育て世代包括支援センター「みらいくみはる」を開設しました。

「みらいくみはる」は妊娠や出産、子育ての様々な相談に応じ、必要なサービスやお手伝いできる機関をご紹介するなど、みなさんが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、子育て世代のサポートをします。

保健師、管理栄養士、臨床心理士、専門員が関係機関と連携して、みなさんの相談に応じます。相談は無料、秘密は厳守します。一人で悩まず、まずは「みらいくみはる」へご相談ください。

◆問合せ先　子育て支援課　母子保健グループ　☎０２４７－６２－００５５

三春町子育てアプリ「みらいくみはる」

アプリを使って、町からのお知らせや町の施設・イベント等を確認できます。また、お子さんの成長記録や予防接種の時期の管理にもご利用いただけます。

ご利用方法はパソコンやスマートフォンで母子モを検索してください。

なお、このアプリは紙の母子手帳を補完するもので、健診や予防接種には母子手帳が必要です。

◆問合せ先　子育て支援課　母子保健グループ　☎０２４７－６２－００５５

子どもが生まれた

出生届



お子さんが生まれたら、生まれた日から１４日以内に役場に「出生届」を提出してください。届出に必要なものは次のとおりです。

＊母子健康手帳、印鑑、赤ちゃん誕生連絡票

◆問合せ先　住民課　住民グループ　☎０２４７－６２－８１２６

出産育児一時金

国民健康保険加入者が出産した場合、世帯主に出産育児一時金として４２万円が支給されます。医療機関で直接支払制度の手続きをすることにより、出産育児一時金を町から医療機関へ直接支払うこととなります。

一時金は、妊娠４か月を超える出産なら、死産・流産でも対象になります。

国民健康保険加入者以外の方は、各保険者へ申請となりますので、直接お問い合わせください。

◆問合せ先　住民課　国保グループ　☎０２４７－６２－２１４７

産婦・新生児訪問

赤ちゃんの生まれた後、町の保健師が家庭を訪問し、産後のお母さんの健康状態や赤ちゃんの発育・育児について相談を受けています。

◆問合せ先　子育て支援課　母子保健グループ　☎０２４７－６２－００５５

こんにちは赤ちゃん訪問

お住まいの地域のこんにちは赤ちゃん訪問員や保健師が生後４ヶ月までの赤ちゃんがいるご家庭を訪問し、健診や地域の子育て情報をお届けします。

◆問合せ先　子育て支援課　母子保健グループ　☎０２４７－６２－００５５

すくすく赤ちゃん応援助成券支給

新生児を養育する方の経済的負担を軽減するために、紙おむつおよび粉ミルク等を購入できる助成券を支給します。

＊助成券の金額は、新生児ひとりに対し総額６０,０００円です。

＊１年目（０歳～１歳分）３０,０００円、２年目（１歳～２歳分）３０,０００円を支給します。

◆問合せ先　子育て支援課　子育て支援グループ　☎０２４７－６２－００５５

子どもの健康

乳幼児健診



三春町では「３～４か月児」、「９～１０か月児」、「１歳６か月児」、「３歳６か月児」、「５歳児」を対象にした乳幼児健診を実施しています。

■「３～４か月児」

生後３～４か月ごろの病気の早期発見と育児や離乳食についての相談を、医師、保健師、栄養士、歯科衛生士が行います。対象児には個別に通知します。

■「９～１０か月児」

お誕生日前の赤ちゃんの健康を医師、保健師、栄養士、歯科衛生士といっしょに確認します。対象児には個別に通知します。

■「１歳６か月児」

内科健診、歯科健診、歯みがき（フッ素塗布）、育児・発達相談など、医師、歯科医師、歯科衛生士、公認心理師、保健師、栄養士といっしょに、お子さまの成長を確認します。対象児には個別に通知します。

■「３歳６か月児」

内科健診、歯科健診、歯みがき（フッ素塗布）、視力・聴力検査、心と体の発達などお子さまの成長を、医師、歯科医師、歯科衛生士、栄養士、公認心理師、保健師といっしょに確認します。対象児には個別に通知します。

■「５歳児」

家庭や保育所、幼稚園で困り感のある子どもに気づき、すべての子どもが安心してスムーズに就学できるようにするための健診です。お子さんの発達を臨床心理士、保健師、保育士といっしょに確認します。対象児には個別に通知します。

◆問合せ先　子育て支援課　母子保健グループ　☎０２４７－６２－００５５

幼児歯科健診（フッ素塗布事業）

三春町では、お子さんのむし歯が多いことから、幼児期に無料で歯科健診とフッ素塗布を行っています。

１歳６ヶ月・２歳・２歳６ヶ月・３歳・３歳６ヶ月・４歳の計６回、無料で歯科健診とフッ素塗布が受けられます。１歳６ヶ月と３歳６ヶ月は健診に合わせて、それ以外は町内歯科医療機関で個別に実施します。対象となる方には個別に通知します。

◆問合せ先　子育て支援課　母子保健グループ　☎０２４７－６２－００５５

子どもの予防接種

子どもの予防接種は、定期予防接種と任意予防接種があります。

１ 定期予防接種

定期予防接種は、対象年齢の範囲であれば無料で接種することができますので、三春町指定の各予防接種予診票を持って、**必ず医療機関に予約をしてから**接種してください。また、保護者の方は、こんにちは赤ちゃん訪問などで配布しました『予防接種と子どもの健康』の小冊子をよくお読みください。

予防接種予診票を紛失した方は、母子健康手帳をお持ちのうえ、保健福祉課へお越しください。

■定期予防接種の種類

①四種混合（百日せき、ジフテリア、破傷風、ポリオ） ②二種混合（ジフテリア、破傷風）
③不活化ポリオ ④麻しん風しん混合 ⑤日本脳炎 ⑥BCG ⑦ヒブワクチン
⑧小児用肺炎球菌 ⑨水痘 ⑩B 型肝炎 ⑪子宮頸がん予防
⑫ロタウイルス（令和２年８月１日以降に生まれた方が対象となります）

２ 任意予防接種

任意予防接種は法定外の予防接種ですので、接種する際はかかりつけ医とご相談ください。
また、町では下記の任意予防接種費用の助成をしています。

■任意予防接種の種類

種別（ワクチン）	接種回数	町助成額（１回あたり）	自己負担額
季節性インフルエンザ	２回（満１歳以上１３歳未満）	上限３,１００円	助成金額を超える額
	１回（１３歳以上中学３年生）	上限２,０００円	
おたふくかぜ	１回	上限４,０００円	

三春町、小野町、田村市の医療機関で接種する場合は、自己負担分を支払うだけで接種できますが、その他の医療機関で接種する場合は、一旦全額自己負担していただき、その領収書を持って町に申請していただくことにより基準額をお支払いいたします。

※季節性インフルエンザ接種期間は１０月１日から翌年３月３１日までとなっています。

◆問合せ先 保健福祉課 保健医療グループ ☎０２４７−６２−５１１０

産後ケア事業

産後１年以内のお母さんの体調や授乳がうまくできないなどの不安、赤ちゃんの体重増加が心配等に対して、助産師からじっくりとアドバイスをもらうことができます。

※町の助成があります。詳しくはお問合せください。

■デイケア（日帰りケア）

場所：三春町立三春病院

■ショートステイ（宿泊ケア）

場所：星総合病院、寿泉堂綜合病院、総合南東北病院、福島県助産師会の宿泊ケア実施施設

◆問合せ先・申込み　子育て支援課　母子保健グループ　☎０２４７－６２－００５５

子育て支援ヘルパー

体調がすぐれないため家事や育児が困難な方で、日中、支援してくれる人がいない方に対してヘルパーを派遣し、調理や洗濯、掃除などの家事や沐浴のお手伝いなどの育児を支援します。

◆問合せ先・申込み　子育て支援課　母子保健グループ　☎０２４７－６２－００５５

病児･病後児保育事業

乳幼児から小学校６年生までのお子さんが、病気の治療中または回復期にあり、就労等の理由により保護者が家庭で保育できない時に利用できます。

病児・病後児保育施設に予約のうえ、子育て支援課に申請してください。

■病児・病後児保育施設

場所：菊池医院「らびっと」　郡山市本町一丁目１３番７号

☎０２４－９３２－０１５４

◆問合せ先・申込み　子育て支援課　子育て支援グループ　☎０２４７－６２－００５５

ままカフェみはる

妊娠中の方、産後１年以内のお母さんと赤ちゃんやそのご家族同士でゆったりとおしゃべりしたり、助産師、栄養士、保健師に相談したりできます。

◆問合せ先・申込み　子育て支援課　母子保健グループ　☎０２４７－６２－００５５

子育て支援医療費助成

乳幼児、児童が医療機関で受診や治療、入院したとき、医療費の一部を助成する制度です。助成を受けられるのは、誕生から高校３年生相当までです。

■受給資格登録の申請および受給資格証の交付

助成を受けるには、資格登録を申請し、子育て支援医療費受給資格証の交付を受けてください。

※国民健康保険加入の乳幼児、児童については、申請の必要はありません。

■助成金の申請

助成を受けようとするときは、医療機関窓口に子育て支援医療費受給資格証を提示してください。自己負担金のお支払いが不要となります。

※償還払い方法

国民健康保険組合加入の方で、現物給付方式の対象となっていない医療機関を受診されたときは、一旦自己負担金をお支払い願います。その後、申請によって医療費の一部をお支払いします。

◆問合せ先　子育て支援課　子育て支援グループ　☎０２４７－６２－００５５

未熟児養育医療費助成

小さく生まれて病院で入院治療を受けなければならないお子さんについて、医療費を助成する制度です。助成を受けられるのは、誕生から満１歳までです。

■受給資格登録の申請および医療券の交付

助成を受けるには、資格登録を申請し、養育医療券の交付を受けてください。

※制度に該当するかは主治医にご相談ください。

■助成金の申請

助成を受けようとするときは、医療機関窓口に健康保険証と養育医療券を提示してください。

◆問合せ先　子育て支援課　子育て支援グループ　☎０２４７－６２－００５５

福島県こども救急電話相談

夜間急に子どもの身体の具体が悪くなった時、子どもさんの様子をお聞きし、家庭で可能な対処法などについてのアドバイスを行い、必要があれば受診可能な医療機関を案内します。

＊相談時間　毎日　午後７時～翌朝８時まで

◆問合せ先　福島県子ども救急電話相談窓口

☎（携帯）＃８０００または０２４－５２１－３７９０

休日当番医、夜間急病

■＜休日診療＞　田村地方休日当番医

当番医療機関と連絡先は、広報みはる・ホームページで毎月お知らせしています。

田村医師会所属の医療機関が輪番で担当しています。

■＜平日夜間＞　田村地方夜間診療所

所在地：田村市船引町船引字源次郎６８－２　☎０２４７－８１－２２３３

診療時間：午後７時３０分～１０時（受付：午後７時～９時３０分）

※事前に電話でご相談ください。

診療科：内科・小児科

■＜休日夜間＞　郡山市休日・夜間急病センター

所在地：郡山市上亀田１－１　☎０２４－９３４－５６５６

診療時間：午後７時～１０時

■受診の心得

日中から体調不良があるときは、休日や夜間に慌てないで済むように、早めにかかりつけの医師に相談するよう心がけましょう。

◆問合せ先　保健福祉課　保健医療グループ　☎０２４７－６２－５１１０

子どもの手当、助成

児童手当

児童手当は、中学校卒業まで（１５歳に達する日以降最初の３月３１日まで）の児童を養育している方に支給（６月、１０月、２月）されます。所得制限があります。公務員の方は、勤務先から支給されます。

■児童手当の額

児童の年齢	児童手当の額（１人当たり月額）
３歳未満	一律１５，０００円
３歳以上小学校修了前	１０，０００円（第３子以降は１５，０００円）
中学生	一律１０，０００円

※所得制限限度額以上の所得がある場合は、月額一律５，０００円

◆問合せ先　子育て支援課　子育て支援グループ　☎０２４７－６２－００５５

児童扶養手当

父親（母親）のいない家庭で、１８歳未満（心身に一定の障がいがあるときは２０歳未満）の児童を養育している母（父）または父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

◆問合せ先　子育て支援課　子育て支援グループ　☎０２４７－６２－００５５

特別児童扶養手当

身体または精神に中度または重度の障がいを有する２０歳未満の子どもを養育している父もしくは母、または父母にかわって子どもを養育している人に支給されます。

◆問合せ先　保健福祉課　福祉グループ　☎０２４７－６２－３１６６

ひとり親家庭医療費助成



ひとり親家庭の生活安定と自立促進を図るため、医療費の一部を助成しています。

◆問合せ先　子育て支援課　子育て支援グループ　☎０２４７－６２－００５５

就学援助制度（小中学校）

児童生徒の就学に必要な経費を負担することが困難な家庭の保護者に対して、学用品費などを援助する制度です。各学校または教育課にご相談ください。

◆問合せ先　教育課　教育総務グループ　☎０２４７－６２－６３１０

子育て支援助成金

三春町にお住まいの１８歳以下（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日まで）のお子さんを２人以上養育している保護者に対し、第２子（※第２子については、町民税非課税世帯または町民税均等割のみ納付する世帯に限ります）および第３子以降の未就学児のお子さんを対象に、子育て支援助成金を支給します。

ただし、対象児童が町立の保育所・幼稚園に入所している場合は、上記※に該当する第２子または第３子以降の保育料等が無料となっているため該当しません。

■子育て支援助成金の内容

お子さんの通所・通園状況により助成内容が異なります。

区　分		助　成　内　容	交　付　時　期
在宅等で養育されている乳幼児		（第２子）　５，０００円 （第３子以降）　５，９００円	８月交付（４月～７月分） １２月交付（８月～１１月分） ３月交付（１２月～２月分） 翌年度交付（３月分）
上記以外	三春町内	保護者が支払った保育料の額	３月交付（１年分）
	三春町外	（第２子）　上限５，０００円 （第３子以降）上限５，９００円	３月交付（１年分）

■注意事項

＊保育料とは、就学前の子どもを預かる施設等を利用するために保護者が納入しなければならない費用（入園料、環境充実費、教材教育管理費、行事費、施設整備協力費、バスによる送迎費等を除きます。）のことです。

＊幼稚園就園奨励費補助金や多子世帯保育料負担軽減補助金を受けている場合は、当該助成金が支給されない場合もありますのでご了承ください。

＊町外の保育所、幼稚園に入園、入所している場合で、保育料の負担額が月額５,９００円（第２子については、月額５,０００円）を下回る場合は、実際に負担している額となります。

◆問合せ先　子育て支援課　子育て支援グループ　☎０２４７－６２－００５５

チャイルドシートの貸出し

交通安全協会三春町連合会では、乳幼児を交通事故から守るとともに、保護者の経済的負担を軽減するため、チャイルドシート等の貸出を行っています。

■対象者

次のすべての項目に該当する方が対象となります。

＊町内に住所を有する方

＊交通安全協会会員証を有する方

＊０歳から６歳未満の乳幼児をもつ保護者

■貸出期間

＊ベビーシート／最長６ヵ月

＊ジュニアシート／最長１２カ月

◆問合せ先　総務課 自治防災グループ（交通安全協会三春町連合会事務局）

☎０２４７－６２－１１１４

子育ての相談

子育て支援センター

子育て支援センターは、就学前の子どもたちとその家族を中心に、安心して遊び、気軽に相談できる親と子のための場所です。

さまざまな行事があります。詳しくは広報みはるをご覧ください。

＊開館時間：火曜日～土曜日　午前９時～午後４時３０分

＊休館日：日・月曜日、祝祭日、年末年始（１２／２９～１／３）、
臨時休館日（広報みはるに掲載）



■子育て相談

子育てで困ったとき、悩んだとき、スタッフが一緒に考え、解決の糸口を探すお手伝いをします。相談内容の秘密は厳守されます。気軽にご相談ください。

＊受付時間：火曜日～土曜日（祝祭日除く）　午前９時～午後４時３０分

＊相談方法：子育て支援センターへの来所または電話

◆問合せ先　子育て支援センター（旧三春中央児童館）　☎０２４７－６２－０５５５

児童委員（民生委員）、主任児童委員

児童委員（民生委員も兼務しています。）は、地域の中で、住民にもっとも身近なところで、住民の立場に立って、暮らしのこと、子どものことなど、広く福祉に関する相談に応じています。

三春町には５３名の児童委員がいます。

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当します。三春町には３名の主任児童委員がいます。

子どもの育ちに関する悩みや問題は、まず身近な児童委員（民生委員）や主任児童委員に相談するのも方法です。個人の秘密は堅く守られます。

◆問合せ先　三春町社会福祉協議会（福祉会館内）　☎０２４７－６２－８５８６
保健福祉課　福祉グループ　☎０２４７－６２－３１６６
子育て支援課　子育て支援グループ　☎０２４７－６２－００５５

児童相談所

県が設置する「児童相談所」では、１８歳未満のお子さんのあらゆる相談をお受けしています。相談の内容はいっさい外へもらしません。

◆問合せ先
県中児童相談所　郡山市麓山１－１－１（県郡山合同庁舎内）　☎０２４－９３５－０６１１

保育所、幼稚園

保育所



保育所は、保護者の方が仕事や病気、その他の事情により家庭での保育ができない場合、保護者に代わって保育することを目的とする施設です。

■公立保育所

保育所名	第１保育所	第２保育所	北保育所
定　　員	120 名	115 名	40 名
所 在 地	担橋１丁目 4-1	貝山字泉沢 100-1	北成田字殿ノ内 150
対象年齢	１歳児～就学前	満６か月児～就学前	３歳児～就学前
通常保育	（標準時間の場合） ・月～金曜日 午前７時 30 分～午後６時 30 分 ・土曜日 午前７時 30 分～午後５時 45 分	（標準時間の場合） ・月～金曜日 午前７時 30 分～午後６時 30 分 ※0 歳児は午前８時～午後６時 ・土曜日 午前７時 30 分～午後５時 45 分 ※1 歳児以上	・月～金曜日 午前７時 30 分～午後３時 30 分 ・土曜日 午前７時 30 分～午後０時 30 分
延長保育	（標準時間の場合） ・月～金曜日 午後６時 30 分～午後７時 ※土曜日はありません。	（標準時間の場合） ・月～金曜日 午後６時 30 分～午後７時 ※土曜日はありません。 ※1 歳児以上	・月～金曜日 午後３時 30 分～午後６時 ※土曜日はありません。
乳児保育	―	生後６か月を過ぎた乳児	―
保 育 料	○保育料 お子さんの年齢と市町村民税所得割課税額によって決定します。 ○延長保育料 月額　3,000 円 日額　　200 円	○保育料 お子さんの年齢と市町村民税所得割課税額によって決定します。 ○延長保育料 月額　3,000 円 日額　　200 円	○保育料：無償 ○延長保育料 月額　3,000 円 日額　　300 円
電話番号	０２４７-６２-３８３９	０２４７-６２-２７４８	０２４７-６２-４１３３

※３歳児以上の保育料は幼児教育・保育の無償化によりかかりません。

◆問合せ先　子育て支援課　保育グループ　☎０２４７－６２－００５５

幼稚園

幼稚園は、３歳以上の児童が保護者の希望により入園できる施設です。町内には２つの公立幼稚園があります。

■公立幼稚園

幼稚園名	岩江幼稚園	中郷幼稚園
定　　員	120 名	60 名
所 在 地	上舞木字大谷ツ 3-2	柴原字神久保 235
対象年齢	３歳児～就学前	３歳児～就学前
通常保育	月～金曜日 午前８時 30 分～午後１時 30 分	月～金曜日 午前８時 30 分～午後２時
預かり保育	月～金曜日 ・午前７時 30 分～午前８時 30 分 ・午後１時 30 分～午後６時	月～金曜日 ・午前７時 30 分～午前８時 30 分 ・午後２時～午後６時
保育料	○保育料：無償 ○預かり保育料：月額　6,000 円 日額　450 円	○保育料：無償 ○預かり保育料：月額　6,000 円 日額　450 円
電話番号	０２４-９５６-２７２７	０２４７-６２-２８７５

◆問合せ先　子育て支援課　保育グループ　☎０２４７－６２－００５５

幼保連携型認定こども園

保育所と幼稚園の機能や特長をあわせ持つ施設で、０歳から就学前までの児童が入園できる施設です。

■認定こども園

幼稚園名	認定こども園 三春幼保園		
所在地	三春町大字貝山字岩田 100		
区分	１号認定（教育）	２号認定（保育）	３号認定（保育）
定員	３０名	６０名	４７名
対象年齢	満３歳児～就学前	３歳児～就学前	満６か月児～２歳児
通常保育	月～金曜日 午前８時～午後１時	（標準時間の場合） 月～金曜日：午前７時 30 分～午後６時 30 分 土曜日：午前８時００分～午後１時３０分	
延長保育	月～金曜日 ・午前７時 30 分～午前８時 ・午後１時～午後６時	（標準時間の場合） 月～金曜日：午後６時 30 分～午後７時 ※土曜日はありません。	
保育料	無償	無償	お子さんの年齢と、市町村民税所得割課税額によって決定されます。
延長保育料	・早朝　日額 100 円 ・午後　日額 450 円 ※時期により金額が異なります。	日額　　700 円	
特色ある教育	○知恵の実遊び　　○武道教室 ○オープンな環境と自然を生かした保育		

◆ 問合せ先　認定こども園 三春幼保園　☎０２４７－６２－２５４８

地域型保育

少人数（定員６～１９人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う施設です。

■小規模保育

保育園名	Ｌ－kid’ｓ保育園 三春
所在地	三春町大字山田字クルミヤツ 15－２
定員	19 名
対象年齢	満３か月児～２歳児
通常保育	（標準時間の場合）　月～土曜日：午前７時～午後６時
延長保育	（標準時間の場合）　月～金曜日：午後６時～午後７時　※土曜日はありません。
保育料	お子さんの年齢と、市町村民税所得割課税額によって決定されます。
延長保育料	日額　200 円 ※利用時間により金額が異なります。

◆ 問合せ先　Ｌ－kid’ｓ保育園 三春　☎０２４７－６１－６６０５

学童保育



児童クラブ

■児童クラブ

保護者が仕事や病気などの事情で放課後留守家庭となる小学生を対象に異学年で交流をしながら遊びや活動を行います。
町内には３つの児童クラブがあります。

クラブ名	実施場所	対象学区	開所日・時間	延長利用
わんぱくクラブ	三春小学校 西校舎１階 (三春町字大町 157) ☎０２４７- ６２-８６６６	三春小学校	・月曜日～金曜日（祝日を除く） 放課後～午後６時 ・第３、４、５土曜日、長期休業期間（祝日を除く） 午前８時３０分 ～午後６時	
岩江児童クラブ	岩江センター (三春町大字下舞木字岩本２７８-１) ☎０２４ -９４２-００９２	岩江小学校	・月曜日～金曜日（祝日を除く） 放課後～午後６時 ・第２土曜日、長期休業期間（祝日を除く） 午前８時３０分 ～午後６時	・月曜日～金曜日（祝日を除く） 午後６時 ～午後６時３０分 ・長期休業期間（祝日を除く） 午前７時３０分 ～午前８時３０分 午後６時 ～午後６時３０分
御木沢児童クラブ	御木沢小学校体育 (三春町字樋ノ口１１１) ☎０２４７ -６２-７７７０	御木沢小学校	・月曜日～金曜日（祝日を除く） 放課後～午後６時 ・第１土曜日、長期休業期間（祝日を除く） 午前８時３０分 ～午後６時	

◆問合せ先　三春町児童生活センター　☎０２４７－６２－８６６６

まほらっこ教室

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう空き教室や地区交流館などを活用して、地域のボランティア等の協力を得て、学習・文化活動、異学年及び地域の方々との交流などさまざまな活動を行います。

■まほらっこ教室一覧

教室名	開設曜日	実施時間	実施場所	一日の運営ボランティアの人数	放課後児童支援員の人数
三春教室	月～金曜日	放課後～１６時まで	三春小学校 空教室	３～４名	
岩江教室	月～金曜日	放課後～１５時５０分まで	岩江小学校 体育館	５～７名	
御木沢教室	月～木曜日	放課後～１５時３５分まで	御木沢小学校 音楽室	３～４名	
中妻教室	月～金曜日 （通常・延長・長期）	(通常) 放課後～１５時５０分 (延長) 放課後～１８時００分 (長期) ８時３０分～１８時００分 ※延長・長期は保護者迎え	中妻地区公民館	３～４名	２名
中郷教室	月～木曜日 （通常） 月～金曜日 （延長･長期）	(通常) 放課後～１５時４５分 (延長) 放課後～１８時００分 (長期) ８時３０分～１８時００分 ※延長・長期は保護者迎え	中郷地区交流館	３～４名	２名
沢石教室	火～木曜日 （通常） 月～金曜日 （延長･長期）	(通常) 放課後～１５時５５分 (延長) 放課後～１８時００分 (長期) ８時３０分～１８時００分 ※延長・長期は保護者迎え	旧沢石地区 福祉館	２～３名	３名

※要田地区は、田村市で要田小学校施設において実施しています。

◆問合せ先　三春町児童生活センター　☎０２４７－６２－８６６６

心豊かに育てる

三春町民図書館



小さいお子さんを対象に「絵本とわらべ唄」、「おはなし会」などを定期的に行っています。事前の申し込みは必要ありません。お気軽においでください。

■絵本とわらべ唄

乳児からのわらべ唄やおはなしです。毎月第２火曜日に開催します。妊婦さんも参加可能です。

＊時　間／午前１１時～１１時３０分

＊場　所／三春町民図書館

＊参加料／無料

■特別おはなし会

さまざまなテーマで、おはなし会を開催しています。

日程等は広報誌や図書館ホームページをご覧ください。

■ブックスタート事業

赤ちゃんと保護者のコミュニケーションの一助として、また、赤ちゃんの時から本に親しむ環境づくりのために、絵本やブックスタート案内パンフレットなどを配布しています。

＊対象者／３・４か月児健診受診者

＊場　所／３・４か月児健診会場

◆問合せ先　町民図書館　☎０２４７－６２－３３７５

三春おやこ劇場

「三春おやこ劇場」は、優れた舞台芸術の鑑賞を通して、子どもの夢や感受性を育て、また豊かな人間関係のなかで子育てをしようと運営されている会員制の団体です。

■主な活動内容

＊児童劇・人形劇・音楽会・芸能などの鑑賞例会の開催

＊子どもの自主性を育てるためのさまざまな自主活動

■会員資格

どなたでも会員になれますが、４歳以上は会費を集めます。３歳以下は無料です。

◆問合せ先　三春おやこ劇場事務局　三春町大字貝山字泉沢１００－１

木・土・日（午後１時～午後５時）　☎０２４７－６２－４６９３（ＦＡＸ兼用）

花柳流萌えの會

日本舞踊の稽古を通し、着物の着付けと礼儀作法を学ぶとともに、日本の伝統文化を伝え人づくりに貢献することを目的としています。

＊活動日／毎週金曜日　午後２時～午後６時（日によって午後８時００分）

＊場　所／三春交流館「まほら」

◆問合せ先　大和田　☎０９０－２６０６－７０７２

三春 Ladybugs Dance Club

ジャズダンスとヒップホップの基礎を学び、練習の成果を発表します。（対象は小学校１年生から６年生の方となります。）

＊活動日／毎週土曜日　午前１０時３０分～午後０時３０分

＊場　所／三春交流館「まほら」

◆問合せ先　三春交流館「まほら」　☎０２４７－６２－３８３７

みはる親子ヨガサークル

ヨガサークルの活動を通して、会員の健康増進を図ると共に、子育ての情報交換や会員の親睦を図ることを目的としています。（対象は大人の方となります。）

＊活動日／第３金曜日　　午前１０時００分～正午

＊場　所／三春交流館「まほら」

◆問合せ先　三春交流館「まほら」　☎０２４７－６２－３８３７

健やかに育てる

スポーツ少年団

「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを！」「スポーツを通じて青少年の体と心を育てる組織を地域の社会の中に」との願いを込めて次のスポーツ少年団がつくられています。

■三春町スポーツ少年団一覧

No.	団体名	活動競技・種目
1	三春町武道館剣道スポーツ少年団	剣道
2	岩江スポーツ少年団	バレーボール、ソフトボール
3	三春バレーボールスポーツ少年団	バレーボール
4	三春サッカースポーツ少年団	サッカー、フットサル
5	沢石防犯剣道スポーツ少年団	剣道
6	中郷ソフトボールスポーツ少年団	ソフトボール、野外活動
7	三春ミニバスケットボールスポーツ少年団	ミニバスケットボール
8	三春船引ジュニアソフトテニスクラブスポーツ少年団	ソフトテニス
9	三春空手道スポーツ少年団	空手道
10	三春ソフトボールスポーツ少年団	ソフトボール
11	三春軟式野球スポーツ少年団	軟式野球
12	岩江ドリームバスケットボールクラブ	ミニバスケットボール
13	三春町ティーボールスポーツ少年団	ティーボール
14	田村柔道クラブ	柔道
15	三春キッズスターズ	軟式野球

◆問合せ先　生涯学習課　社会体育グループ　☎０２４７－６２－３８３７





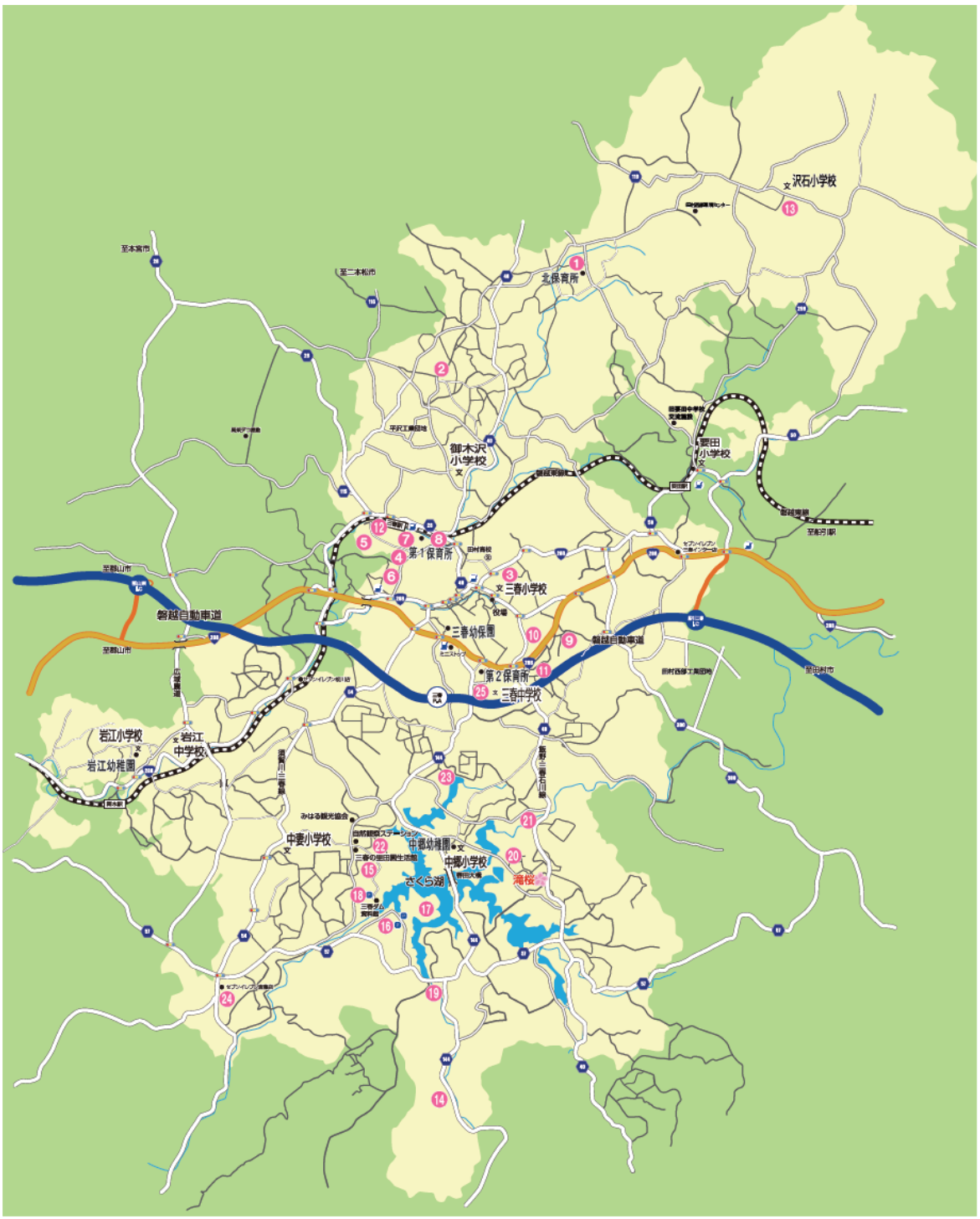
公園、広場

親子のふれあいの場、遊びの場として町内には次の公園、広場があります。

No.	名　　称	所　在　地	主な遊具など
1	北部地区農村交流施設	北成田字堂ノ入地内	運動広場
2	御木沢農村公園	平沢字東地内	運動広場
3	城　山　公　園	大町１６４-1	ブランコ、チェーンネットなど
4	中　央　公　園	八島台4-1-2	ブランコ、滑り台など
5	田　畑　公　園	八島台8-2-１４	ブランコ、滑り台など
6	一　本　松　公　園	八島台4-１０-4	ブランコ、滑り台など
7	河　原　公　園	八島台6-8-1	シーソー、滑り台など
8	担　橋　公　園	担橋１-3-1	ブランコ、コンビネーション遊具など
9	八　十　内　公　園	桜ヶ丘3-１４	滑り台など
10	番　組　公　園	桜ヶ丘1-7	ブランコ、滑り台など
11	庚　申　坂　公　園	桜ヶ丘4-１４	シーソー、滑り台など
12	ばんとう緑地	平沢字担橋１-１７	木製遊具など
13	沢石運動広場	実沢字楢梨地内	運動広場
14	過足地区農村交流施設	過足字寺ノ前地内	ソフトボールなどができる広場です
15	三春の里農業公園	西方字石畑地内	スカイロープ、滑り台など
16	向山森林公園	西方字向山地内	野草のほか野鳥や昆虫の観察も楽しめます
17	さくらの公園	春田字道城地内	約2,３００本の桜が楽しめます
18	三春ダム展望広場	西方字中ノ内地内	さくら湖全体や春田大橋が展望できます
19	狐田親水公園	狐田字沢口地内	水辺の花や植物が楽しめます
20	滝　の　平　広　場	滝字吉田地内	春田大橋が見渡せる芝生広場など
21	柴原多目的運動広場	柴原字柴原地内	サッカーなどができる芝生広場
22	石畑水生生物観察園	西方字石畑地内	水生動植物観察など学習の場です
23	貝山多目的運動広場	貝山字井掘田地内	ゲートボールなどができる広場です
24	斎藤地区農村公園	斎藤字場上田地内	ブランコ、滑り台など
25	三春町運動公園	貝山字泉沢地内	運動場、野球場、テニスコートなど



町内の公園、広場の位置



◆問合せ先　建設課　都市グループ　　☎０２４７－６２－２１１３
　　産業課　農林グループ　　☎０２４７－６２－２１１２
　　生涯学習課　社会体育グループ　☎０２４７－６２－３８３７

子どもを守る

子どもの見守り

三春町では、子どもを狙った犯罪を防ぐため、田村警察署など関係機関や団体と協力し、情報の共有化・連携の強化に努め、「安全で安心して暮らせるまちづくり」を推進しています。

■具体的な活動

連れ去り、いたずら、いじめ、児童虐待等を防ぐ活動として防犯パトロールの実施や、「こども１１０番の家」ステッカーの作成、通学路での見守りや防災行政無線を活用した広報活動を行っています。

■防犯団体

町内では、地域の安全は地域で守ろうと、三春町防犯協会をはじめとした防犯ボランティアの皆さんが、防犯活動を展開しています。

No	団体名
1	三春町防犯協会三春支部
2	三春町防犯協会沢石支部
3	三春町防犯協会要田支部
4	三春町防犯協会御木沢支部
5	三春町防犯協会岩江支部
6	三春町防犯協会中妻支部
7	三春町防犯協会中郷支部



◆問合せ先　総務課 自治防災グループ（三春町防犯協会事務局）☎０２４７－６２－１１１４

児童虐待防止

子どもの虐待を発見したとき、虐待を疑ったときは児童相談所又は役場子育て支援課に連絡してください。また、連絡する場合には、児童委員（民生委員が兼務）を介して行うこともできますので、地域の児童委員に相談してみてください。

なお、子どもに生命の危険がある場合などは、すぐに警察署か児童相談所に連絡してください。

児童相談所全国共通ダイヤル　☎１８９

◆問合せ先　県中児童相談所　郡山市麓山１－１－１（県郡山合同庁舎）

☎０２４－９３５－０６１１

田村警察署　☎０２４７－６２－２１２１

子育て支援課　母子保健グループ　☎０２４７－６２－００５５

子育てサポート

子育てサークル



育児サークルでは、未就学児（０歳～３歳くらい）と親御さんを中心に、季節の行事や運動遊びなど、たくさんの活動を楽しんでいます。

活動メンバーは随時募集しています。（行事など単発の参加も歓迎しています。）

それぞれのサークルは、お住まいの地区関係なく参加できます。
お気軽にお問い合わせください。
※詳しいサークルスケジュールは、子育て支援センターに掲示しています。

■子育てサークル一覧

サークル名	備考
たんぽぽクラブ （旧 新町育児サークル）	活動日など詳しくは子育て支援センターに お問い合わせください。
岩江わいわい広場	
さくらちびっこサークル （旧八島台ちびっこサークル）	

※新たに育児サークルを立ち上げたいと考えている方はご相談ください。

◆問合せ先　子育て支援センター　☎０２４７－６２－０５５５

子育て支援講座

三春町では、子どもを出産されているお母さんや子育てをするご両親、ご家族の支援のため、毎年、子育て講座を開催しています。お気軽にご参加ください。

＊妊娠期子育て講座　＊幼児期子育て講座　＊就学時子育て講座
＊思春期子育て講座

◆問合せ先　子育て支援課　子育て支援グループ　☎０２４７－６２－００５５

一時預かり事業

保護者の方の育児に対する負担軽減や、買い物・リフレッシュなどが必要な場合、一時的にお子さんをお預かりします。

定　　員	同一時間帯で３名まで
預かり場所	子育て支援センター（三春町字大町７－１）
対象児童	三春町在住で在宅の乳幼児（生後６ヶ月から３歳まで） ※保育所、幼稚園、認定こども園等に通っている、または在籍している乳幼児はご利用いただけません。
利用時間	・火～土曜日（日・月曜日、祝祭日、年末年始（12/29～1/3）、臨時休業日を除く） ・午前９時～午後４時 30 分（１人につき４時間まで）
利用可能日数	・１人につき１ヶ月あたり４日以内
利用料	・１時間３００円 延長料金３００円（延長は最大１時間）

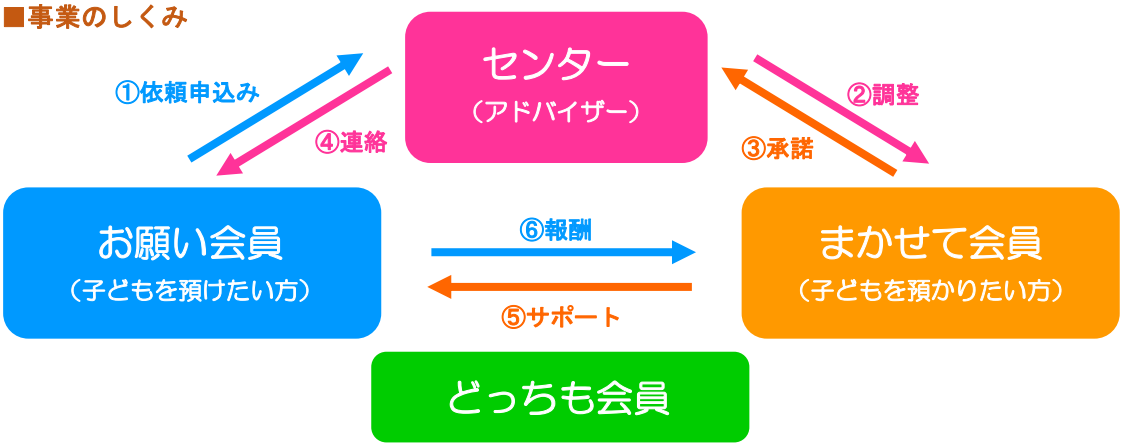
◆問合せ先　子育て支援センター　☎０２４７－６２－０５５５

みはるまちファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターは、子育ての援助をしてほしい人（お願い会員）と手助けしたい人（まかせて会員）がそれぞれ会員になり、お互いに助け合いながら地域で子育ての援助をしていこうという会員組織です。

「お願い会員」に「まかせて会員」を紹介したり、スムーズに援助活動が行えるように調整したりするのは、専門の研修を受けたアドバイザーが行います。

■事業のしくみ



■こんなときに応援します

＊自分や家族が病気になって、育児ができなくなったとき。
＊保育所、幼稚園の開始前と終了後の子どもの世話ができないとき。
＊仕事などで保育所、幼稚園の送迎または放課後児童クラブの送迎ができないとき。
＊保護者が仕事のために休日または祝日に子どもの世話ができないとき。
＊短時間、臨時的に仕事や就職活動などで子どもを預けたいときなど。

■会員資格について

＊お願い会員は、三春町に在住で０歳から概ね小学校６年生までのお子さんがいる方。
＊まかせて会員は、三春町在住の２０歳以上の方で、心身ともに健康で、講習会を受講した方
＊どっちも会員は、お願い会員とまかせて会員の両方を兼ねる方。

■利用料について

＊月曜日～金曜日　午前７時～午後７時（基本時間）／３０分あたり３００円。
＊土・日曜日、祝日や基本時間外／３０分あたり３５０円。
＊時間延長の場合／端数時間は３０分とみなし、３０分あたりの報酬額で計算します。
＊兄弟を預ける場合／重複する時間帯は２人目から報酬額の半額。
＊送迎、おやつ、食事を依頼した場合／交通費、材料費は実費。
＊なお、町の補助が受けられるため、実際の利用料金は半額になります。

◆問合せ先　みはるまちファミリーサポートセンター

〒９６３-７７５６　三春町字南町１番地　三春町社会福祉協議会内
☎０２４７－６２－８５８６
子育て支援課　子育て支援グループ　☎０２４７－６２－００５５

小・中学校の手続き

転校、住所変更の手続き

住所が変わるときには、役場で住民登録の異動手続きと同時に、小・中学校の児童生徒の学籍の異動も行ってください。

■三春町外へ転出するとき

＊住民課の窓口で転出の手続き後、教育課で住所変更の手続きをしてください。

＊学校から「在学証明書」、「転学児童生徒教科用図書給与証明書」の発行を受けます。

＊新住所の市町村へ転入届を提出します。新住所の市町村教育委員会で手続き後、指定の学校へ「在学証明書」、「転学児童生徒教科用図書給与証明書」を提出してください。

■三春町内に転入するとき

＊住民課の窓口で転入の手続き後、教育課で住所変更の手続きをしてください。

＊在学していた学校で発行してもらった「在学証明書」、「転学児童生徒教科用図書給与証明書」を指定の学校に提出してください。

■三春町内での住所変更の場合

＊町内での住所変更についても届出が必要になります（通学区域が変わる場合は転校手続き）。住民課の窓口で住民異動の手続き後、教育課で手続きをしてください。

◆問合せ先　教育課　教育総務グループ　☎０２４７－６２－６３１０

新入学児童（小学生）の手続き

■１０月～１１月上旬　就学時健康診断の実施

＊就学時健康診断は、学校保健安全法に基づき、小学校１年生となるお子さんが元気に登校できるように行われるものです。対象となるご家庭には受診校、受診日などを記載した「就学時健康診断通知書」を事前に送付しています。

なお、就学時健康診断は住民登録している市町村で受診することになっています。

■入学通知書の送付

＊通学区域で指定された学校の「入学通知書」が送付されます。入学（式）に必要ですので、大切に保管してください。

■１月～２月　新入学児童・保護者学校説明会の開催

＊小学校へ入学するお子さんの保護者を対象に、各学校では新入学児童・保護者説明会を開催します。日程や内容について各学校から通知が送付されます。

■４月　入学式

＊入学式は４月の初めに行われます。詳細については新入学児童・保護者説明会で説明します。

新入学生徒（中学生）の手続き

■入学通知書の送付

＊通学区域で指定された学校の「入学通知書」が送付されます。入学（式）に必要ですので、大切に保管してください。

■１２月～１月　新入学生徒・保護者学校説明会の開催

＊中学校へ入学するお子さんの保護者を対象に、各学校では新入学生徒・保護者説明会を開催します。日程や内容について各学校から通知が送付されます。

■４月　入学式

＊入学式は４月の初めに行われます。詳細については新入学生徒・保護者説明会で説明します。

就学指定校の変更について

学齢児童生徒が就学するにあたっては、通学区域によって就学すべき学校を指定していますが、児童生徒の個々の状況により、特例として就学指定校の変更を認めています。

◆問合せ先　教育課　教育総務グループ　☎０２４７－６２－６３１０



子どもの支援

福島県総合療育センター



「総合療育センター」は、児童福祉法に基づく肢体不自由児施設で同時に医療法に基づく病院です。障がいをもつ子どもたちに対して、通所あるいは入所により治療・訓練・保育・生活指導を総合的に行っています。

また、外来部門では、障がいをもつ子どもたち、または障がいの疑いのある子どもたちの早期発見・早期治療を行っています。

◆問合せ先　福島県総合療育センター

〒９６３－８０４１　郡山市富田町字上の台４-１　☎０２４－９５１－０２５０

福島県発達障がい者支援センター

自閉症などの発達障がいのある方やその家族が安心して暮らすためのお手伝い（相談支援、発達支援、就労支援等）をするとともに、関係機関と連携を図りながら身近な地域での支援体制の整備を目指します。

◆問合せ先　福島県発達障がい者支援センター

〒９６３－８０４１　郡山市富田町字上の台４-１（福島県総合療育センター南棟２階）

☎０２４－９５１－０３５２

福島県特別支援教育センター

障がいをお持ちで、家庭や学校などで特別な支援を必要とする子どもや保護者などの相談を受け付けています。※来所相談は事前の予約が必要です。

☎０２４－９５１－６４９７（代）　相談専用☎０２４－９５２－５５９８

月～金曜日　午前９時～午後５時

助成、支援制度

障がいを持つお子さんのための、さまざまな助成・支援を行っています。

詳細は、下記にお問合せください。

◆問合せ先　保健福祉課　福祉グループ　☎０２４７－６２－３１６６

療育支援

障がいのあるお子さんが、社会的に自立できるよう、早い時期から能力を伸ばすための必要な支援を行います。

障がい児通所支援事業所

障がいのある子どもや発達に心配のある子どもに、療育を提供します。希望する場合には保健福祉課福祉グループで支給申請を行います。詳しくはお問い合わせください。

■児童発達支援（未就学児）

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

事業所名	所在地	電話番号
のびっこらんど三春	三春町平沢字高戸屋 19−2	0247−61−6058
のびっこらんど田村	船引町船引字中島 22	0247−73−8253
のびっこらんど美山	船引町北鹿又沼の下 150−97	0247−61−5151
めばえ学園	郡山市富田町字細田 55−4	024−933−1217

■医療型児童発達支援（肢体不自由のある未就学児）

上記児童発達支援及び治療を提供します。

事業所名	所在地	電話番号
児童発達支援センター おひさま	郡山市富田町上ノ台 4−1 福島県総合療育センター	024−951−0250

■放課後等デイサービス

学校終了後や休業日に生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

事業所名	所在地	電話番号
ひかり三春教室	三春町上舞木字大谷ツ 29−15	024−954−4004
のびっこらんど三春	三春町平沢字高戸屋 19−2	0247−61−6058
のびっこらんど田村	船引町船引字中島 22	0247−73−8253
のびっこらんど美山	船引町北鹿又沼の下 150−97	0247−61−5151
のびっこらんど船引	船引町北鹿又沼の下 121−190	0247−73−8056
ひかり富久山教室	郡山市富久山町福原字福原 14-1	024−983−5977
ハッピーテラス郡山緑町教室	郡山市緑町 10−16 エスアンドシービル 1 階	024−954−6429
くるみ	郡山市安積町長久保 3−4−1	024−953−7447
放課後クラブ「コミュニティ」	郡山市喜久田町字双又 30−45	024−959−6663

■保育所等訪問支援

訪問支援員が保育所等を定期的に訪問し、集団生活適応のための専門的な支援を行います。

事業所名	所在地	電話番号
安積愛育園パローネ	郡山市小原田三丁目 11－11	024－944－5536
どんぐりハウス	郡山市大槻町字胡桃沢西 10	024－951－3493
通所支援事業所チエロ	郡山市安積町笹川字経坦 52	024－953－4436
郡山市立希望ヶ丘学園	郡山市希望ヶ丘 27－1	024－951－0262

◆問合せ先　保健福祉課　福祉グループ　☎０２４７－６２－３１６６

日中支援、短期入所

障がいのあるお子さんを一時的に預かり、見守り等の支援を行います。ご家族の都合などで一時的にお子さんを預けたい場合に利用できます。利用を希望する場合には保健福祉課福祉グループで支給申請を行います。詳しくはお問い合わせください。

■日中一時支援

日帰りでお預かりします。

事業所名	所在地	電話番号
入所支援事業所アルバ	郡山市安積町笹川字経坦 52	024－945－0369
児童通所支援事業所 さくらんぼ	郡山市富久山町八山田字土布池 55－1	024－954－8506

■短期入所

宿泊型でお預かりします。

事業所名	所在地	電話番号
入所支援事業所アルバ	郡山市安積町笹川字経坦 52	024－945－0369
福島県総合療育センター （肢体不自由児）	郡山市富田町字上ノ台 4－1	024－951－0250

◆問合せ先　保健福祉課　福祉グループ　☎０２４７－６２－３１６６

医療機関の療育教室

各医療機関でも療育教室を行っているところがあります。利用については、直接医療機関にお問い合わせください。

■主な医療機関

療育相談・教室の内容については、直接各医療機関にお問合わせください。

医療機関名	所在地	電話番号
福島県総合療育センター	郡山市富田町上ノ台４−1	024−951−0250
針生ヶ丘病院	郡山市大槻町字天正坦 11	024−932−0201
すがのクリニック	郡山市御前南六丁目 16	024−966−3300
あさかホスピタル	郡山市安積町笹川字経坦 45	024−945−1701
星ヶ丘病院	郡山市片平町字北三天７	024−952−6411
太田西ノ内病院	郡山市西ノ内二丁目５−20	024−925−1188
星総合病院	郡山市向河原町 159−1	024−983−5511

※掲際されている医療機関及び事業所等については、三春町の利用実績等に基づき参考までに掲載しています。掲載されていない事業所等についての利用を妨げるものではありません。

基幹相談支援センター、相談支援事業所

■田村地方基幹相談支援センター

田村地方（三春町・田村市・小野町）の相談支援の中心的な役割を担うため、総合的・専門的な相談支援を行います。また、田村地方の相談支援事業所の方からの専門的な支援、困難事例の相談への対応、人材育成などの取組や、権利擁護、虐待に関する研修を行います。

令和３年度より三春町基幹相談支援センター業務は田村地方基幹相談支援センターへ引き継がれました。

◆問合せ先　田村地方基幹相談支援センター　☎０２４７－６１－５０５６

■相談支援事業所

障がいのある方やその家族からの相談に応じて、各種福祉サービス利用のための情報提供、関係機関との連絡調整、権利擁護に必要な援助等を行います。

三春町には２ヶ所の相談支援事業所があります。

事業所名	所在地	電話番号
三春町障害者相談支援事業所	三春町字南町１番地	0247−62−8586
桜相談支援センター	三春町字小滝 170 番地	0247−61−5277

◆問合せ先　保健福祉課　福祉グループ　☎０２４７－６２－３１６６

子どもの悩み

教育相談

福島県教育センターでは、学校生活や家庭生活に関するさまざまな教育上の諸問題（不登校、いじめ、集団生活、学業、進路、非行、性格などに関する心配ごと）について、保護者からの相談にあたっています。

■電話相談は毎週月～金曜日の午前１０時～午後５時まで受け付けています。

直接お電話ください。

■来所相談は事前に予約が必要です。来所を希望される方はお電話ください。

＊相談日　毎週月、水、金曜日
午後１時１５分～２時４５分（９０分）
午後３時００分～４時３０分（９０分）

◆問合せ先　福島県教育センター
福島市瀬上町字五月田１６　☎０１２０－４５－３１４１（フリーダイヤル）
☎０２４－５５３－３１４１（ダイヤルイン）

相談窓口

福島県教育センターのほかにも、次のような相談先があります。

■いじめ電話相談「福島いじめＳＯＳ２４」

☎０１２０－９１６－０２４（夜間、休日も含めて２４時間体制）
＊全国統一ダイヤル２４時間いじめ相談ダイヤル　☎０５７０－０－７８３１０

■ダイヤルＳＯＳ

＊児童生徒に関する教育、いじめ、不登校などの相談。
☎０１２０－８９９－７１２（県中教育事務所内）
月～金曜日　午前１０時～午後５時

■県中児童相談所

＊１８歳未満のお子さんの、あらゆる相談を受け付けています。
☎０２４－９３５－０６１１　相談日　毎日（祝日と年末年始はお休み）

こんな時は？

索 引

● 助成を受けたい

・妊娠中の健診について ……Ｐ４
・出産費用について ……Ｐ６
・オムツ・ミルクを買うとき ……Ｐ６
・予防接種を受けるとき ……Ｐ８
・病院にかかったとき ……Ｐ１０，１１
・児童手当など ……Ｐ１２
・３人目以降の子どもに ……Ｐ１３
・チャイルドシートを借りたい ……Ｐ１４

● 相 談 し た い

・妊娠中の不安・心配について ……Ｐ５
・赤ちゃんの発育について ……Ｐ６，７
・育児の不安・心配について ……Ｐ５，１５
・相談相手が欲しい ……Ｐ１５
・休日・夜間の急病のとき ……Ｐ１０，１１
・子どもの教育について ……Ｐ３１，３２
・子どもの療育について ……Ｐ３３～３６

● 預 け た い

・就学前の子どもを預けたい ……Ｐ１６～１９，２９～３０
・小学生を預けたい ……Ｐ２０～２１，２９～３０

● 遊び・学び・友達づくり

・公園・広場に行きたい ……Ｐ２５，２６
・子育ての仲間が欲しい ……Ｐ２８
・講座を受けたい ……Ｐ２８
・子育てを楽しみたい ……Ｐ２８
・舞台芸術や伝統文化にふれさせたい ……Ｐ２２，２３
・スポーツをさせたい ……Ｐ２４

Memo